

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 英国の貴族院問題  |
| Sub Title        |   |
| Author           | 林, 毅陸   |
| Publisher        | 三田学会  |
| Publication year | 1910  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.3 (1910. 9) ,p.247(1)- 276(30)  |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19100900-0001  |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論説  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100900-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100900-0001</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌 第四卷第參號

論 說

英國の貴族院問題

林 毅 陸

英國は目下貴族院問題に付憲法上の危機に臨みつゝあり。エドワード七世の崩御並に之に引續ける夏季休暇は此問題に小康を與へ、一時休戦の觀を呈すと雖も、休戦は固より戦鬪の終りたるを意味するに非ず。來る十一月議會新に召集せられ、再び政治季節に入ると共に此問題は英國朝野論争の燃點となり、或は爲に種種の政變をも誘起するならん。假りに大破裂の極端に迄は走らずとするも、此問題の根柢に横はる大争議は到底姑息の妥協を許すものに非ず。今年若し其の大

2 解決を見ずとせば、其は唯時日の延期に過ぎざるべし。蓋英國の貴族院問題は其の來る甚だ遠く、一言以て之を蔽へば、英國政治的生活の自然の發達之を促せるものにして、決して姑息なる小策の能く處理し去るを得る所に非ざるなり。

抑も英國の政治史に於て一六八八年の革命が一大分岐點を劃するは人の知るが如し。而して此革命が一大分岐點なる所以は、要するに國會派と王權派との争を一決し去りたるに在り、政治上の實權を王の手より奪ふて國會に移したるに在り。徐々に勢力を増し來れる國會と舊勢力の維持に熱心なる王とは、十七世紀を通じて最も激烈なる争鬭に耽りしが、一六八八年の革命は之に最後の決定を與へ、王をして國會の下位に立たざるを得ざるに至らしめたるなり。英國の近世的國會政治の基礎は實に此革命にて築かれたるなり。次で十八世紀前半中には、ロバート・ウォルポールの如き大政治家が二十一年の久しに亘り、國會の勢力を後援として政權を掌握するあり、大に國會政治の發達を助けたり。然れども此國會は上下兩院より成る。兩院相合して王權を倒したるは可なりと雖も、王權倒れたる後に於ける兩院關係は之を如何にすべきや。國會は既に政治上の主人となれるも、

國會中の貴族院と庶民院と何れが主たり従たるべきや。天に二日無し。貴族と庶民と二者同時に主人の地位を占むる能はず。上下兩院の衝突が避け難きの勢となれるを見るべし。

然れども十八世中は先づ無事なるを得たり。貴族は當時猶一般に大なる勢力を有し、庶民の地位は未だ甚だ高からず、兩者互角の敵たるを得ざりしのみか、選挙法の不完全は貴族をして多數の傀儡を下院に有するを得せしめたり。上下兩院分立すとは云へ、雙方を通じて之を支配する者は貴族なりしなり。庶民院は十八世紀の間に大に其勢力を増したりとは云へ、之を率ゐるは矢張貴族なりしなり。其の代表する利益は貴族院と同じく地主的貴族の利益なりしなり。選挙法改正前の状態に就きバジヨットは曰く、「當時英國憲法は起原を異にするの二院を有せず、同起原の二院を有したり、優越的要素は同一なるの二院を有したり、不和の危険は隱密の統一に依りて防がれたり」と。されど新に勃興し來れる商工の新階級は庶民院の實權が地主的貴族の手に在るを不條理の甚しき者と爲し、選挙法の改正を絶叫し、殆ど革命に瀕するの大争鬭の後、遂に其の目的を達したり。是れ即ち一

八三二年の選舉法改正にして、其後庶民院は主として商工的新階級の代表機關となり、多數國民の後援を力として毅然貴族院に對抗し、政治上の實權を其手に奪ひ、貴族院をして従者の地位に立たざるを得ざるに至らしめたり。而して上下兩院は最早其の起原及要素を異にし、其の代表する利益を異にし、又其の思想上の傾向を異にし、兩院間の一致和合は自然望み難くなれり。グラッドストーン曰く、「一八三二年の選舉法改正前には、貴族院と庶民院との間に背反はありたるも衝突は無かりき。改正選舉法成立し、選舉區民の聲に依るの外、何人も庶民院議員たるを得ざるの大主義始めて確立せらるゝや、上下兩院の背反は更に増大して激甚となり、遂に兩院間の一層顯著なる不和及衝突とならざるを得ざること明となれり」と。即ち今日の上下兩院の衝突は既に其端を一八三二年の選舉法改正に發せるを見るべし。

## 二

一八三二年以來の形勢を見るに、貴族院は必ずしも反動政策を取らんとはせざりき。選舉法改正に對し極めて頑強に抵抗はしたるも、遂に屈して之に同意するや、亦敢て逆襲を試みんとはせず、庶民院が隆々として勢力を増し來るを不満足ながら承認し、大陸諸國に見るが如き復舊反動の運動に耽らず、バジヨットの所謂『一種の假設的否認權』に満足し、法案の通過を一時停止するに甘んじ、下院の意見が眞に國民の意思を代表すること明とならんには、其反對を撤回するを常としたり。特に財政に關係ある所謂マニトピルに關しては、一八六〇年以來其の『假設的否認權』をすらはず、下院が獨り自由に財政上の處理を爲すを許したり。上院としては頗る濫順に且抑遜なりと謂はざるを得ざるなり。

然れども貴族院は如何に濫順に且抑遜なりとは云へ、其組織の性質上避け難き一大缺點を有したり。時勢の進歩と共に進歩するを得ざること即ち是れなり。新社會の新空氣に觸れて其血液を新にするを得ざること即ち是れなり。是れ貴族院が専ら世襲貴族より成るの自然の結果にして、特に上記選舉法改正後、下院が政治上の主人となると共に上院は寧ろ背面に葬られ、政治の活舞臺より遠ざかるに従ひ、其議員は益々議院の事務に冷淡となり、活社會の活事情に多くの注意を拂はず、貴族院と實際社會との距離は愈々遠くなれり。斯くて貴族院は日進文明の

6 社會に於ける不可思議なる制度として化石し了り、唯保守主義の堅壘としてのみ特色を有することとなれり。

世襲主義の貴族院が次第に化石し了れる間に、庶民院は度々の選舉法改正に依りて刻々に其の内容を改め、社會に於ける民主的傾向の増進と共に益々民主的となり來れり。一八三二年の第一選舉法改正は既に庶民院に新要素と新活力とを與へたりしが、一八六七年の第二選舉法改正は所謂「暗中の飛躍」を斷行して、大に選舉權を擴張し、次に一八八四年の第三選舉法改正は更に一層の選舉權擴張を行ひ、事實に於ては殆ど普通選舉と選ぶなきに至れり。一八八四年二月二十九日、首相グラッドストーンは下院に於て其の選舉法改正案を説明するため二時間に亘るの大演説を爲せしが、其中彼は其改正案が選舉權を擴張すること、到底前二回の改正の比に非ざることを指摘し、左の如く言へり。

一八三二年の改正法は、ジョン・ラッセル卿此案の提出者の推測に據れば、選舉人五百萬を増加すと云はれたるも、事實に於ては五十萬よりも遙に少なかりき。一八六六年に選舉人の總數は百十三萬六千人なりしなり。次に一八六七年よ

り同六九九年に至る間の改正にて、其數二百四十四萬八千人となれり。以後今日に至る迄に其數自然に増加し、現數は約三百萬に達す。而して今茲に提出せる法案に従へば、英蘭は百三十萬人、蘇格蘭は二十萬人、愛蘭は四十萬人、合計約二百萬人を増加する筈なり。即ち一八六七年以來増されたる者の約二倍、又一八三二年に増されたる者の四倍以上を増す譯なり。

斯かる選舉權の大擴張が庶民院の性質に如何なる影響を及ぼすべきやは、敢て喩々の説明を俟つ迄も無し。實に全英國を通じて駸々として進み來れる民主主義及急激主義の傾向は、選舉權の擴張を経る毎に其の餘勢を下院に及ぼし、下院をして益々民主的急激的とならしめたりしが、特に最近の第三改正が一舉に二百萬人を増したるの一事は、此傾向に強大なる刺戟を與へたり。近來勞働黨なる者が下院の内部に現はれ、下院の立法が次第に社會主義的となれる如き、敢て偶然に非すと謂ふべし。貴族院が數世紀來の舊態を守りて毫も變化せざることに言へるが如くなるに、庶民院は之に反して時代と共に變化し、其性質は益々民主的となり、其傾向は益々急激となれり。兩院豈遂に一大衝突を爲さざるを得んや。十九



8  
世紀の新思想を吸ひ、二十世紀の新潮流に湧き立てる庶民院、焉んぞ能く數世紀前の衣冠の儘に化石せる貴族院と和合するを得んや。一八六〇年紙稅廢止法案に關する上下兩院の衝突は、一時重大なる憲法的危機を生じ、下院が遂に此法案を一般豫算案中に含ましめて上院に送るに及び、上院は讓歩し、爾來五十年間マニールに容喙せざるの慣例を作りたりしが、此衝突と下院の此勝利とは要するに第一選舉法改正の結果に外ならず。今回の上下兩院の衝突、豈亦第二及第三選舉法改正の結果ならずとせんや。八十年前英國政局の主人たるの基礎を作り、五十年前上院のマニール否認權を事實上有名無實と爲すの策を取りたる庶民院が、今日更に貴族院權力制限に一步を進めんとするは、畢竟事物發達の自然の順路を追へる者にして、決して突然の革命には非ず。若し革命なる文字を用ゐ得べしとせば、寧ろ之を進化的革命の發展と呼ばんのみ。

## 三

更に保守黨對自由黨の關係を見るに、亦一言を要する者あり。上下兩院の衝突は要するに保守自由兩黨の衝突に外ならざればなり。保守黨は固より貴族院の

如くに停滯不動なりしに非ず。保守黨由來活識達才の政治家に富む。名は保守と云ふも決して時勢と共に移るを忘れたるに非ず。其名稱すら今日は統一黨と改まれるなり。然れども保守黨の移るは自由黨の移るに比して其方向を異にしたり。此二政黨は互に其特色の傾向を異にすべき運命を有せしなり。

トリーリイ及ホイッグが王權派及民權派として對立せしは既に遠き過去に屬す。穀稅論は一時自由貿易及保護貿易の論争を惹起し、兩黨對立の旗幟となりたりと雖も、穀稅廢止後の商工業の隆盛は自由黨の自由貿易主義をして凱歌を奏せしめ、全英國民之に隨喜し、最早此問題を以て政界の争點と爲すを得ざるに至らしめたり。此後悲運の極に陥れる保守黨に新活氣を與へ以て其勢力を復活せしめたるは、ヂスレリイなり、ヂスレリイの帝國主義的外交なり、而して最近に於てチエムパレーンが帝國主義的植民策を唱へ、南阿戰爭の勝利に大に黨勢を張り、次で關稅改革論を以て人心吸收の新旗幟と爲せるは、自ら是れ保守黨傳來の特色を示す者たり。

9  
保守黨又は統一黨の關稅改革論は現在に於ては未だ大に勢力ありと謂ふを得

10 ざるも、其の帝國主義的色彩は自ら時代思潮と合致する者あり、或は遂に全英を風靡するに至るやも測り難し。且此議論の實際的價値は猶大なる研究を要するとするも、母國と植民地との間に一種の關稅同盟を組織し、大英全帝國の統一を圖り、依つて以て他の競争國特に獨逸に當るべしとの主張には、少なくとも一種帝國的抱負の豪壯なるあり、一種奮闘的活氣の横溢せるあり、自ら其間に人心を魅し去る底の魔力存す。保守黨は實に此經濟的帝國主義の新理想に新活氣を得、之を旗幟として雄を争はんとす。彼等は自由黨が自由貿易の舊說に拘泥して移るを知らざるを嘲笑せるなり。自由黨たる者何者を以て之と對戦せんとするや。

グラッドストーンはデズレリーが帝國主義的外交に依りて黨勢を張りたるの後、愛蘭自治の新旗幟を掲げて愛蘭黨と握手せしが、不幸にも之が爲に自由黨の分裂を來し、且一八八六年及一八九三年の失敗を蒙り、自由黨をして爾後十年間雌伏の已むを得ざるに至らしめたり。愛蘭自治は從來の主張上之を棄つるを得ずと雖も、之を以て陣頭の旗幟と爲すは最早得策に非ず。然も民權論既に陳腐に屬し、自由貿易の說は半ば其神聖を失ひ、個人主義又はレッセフェールの論亦人心を感

奮せしむるに足らず。自由黨は一八三〇年十一月のグレー内閣成立より一八七四年二月のデズレリー内閣組織に至る四十五年間を通じ、概して英國政界の覇權を握り、其の自由論は政治上並に經濟上に大成功を博したりと雖も、時勢の變化は亦如何とも爲す能はず。從來の自由論は最早世人の感興を引かざるなり。當初自由主義の冠上に輝きし一種の靈光は最早半ば失せ去れるなり。是に於て自由黨は其自由主義に一轉進を與へ、以て之に新光明を點じ、新理想を加へ、新活氣を吹込むを要したり。

乃ち顧て四圍の形勢を察するに、政治上には急激なる民主的傾向の鬱勃として崛起し來れるあり、經濟上には産業革命の餘弊に對する不平の絶叫の耳を打つあり。而して度々の選舉權擴張と相俟つて、民主的社會的勞働的新勢力は、將に滔々として政界の一角に溢れ來らんとす。有意識にか將た無意識にか、自由黨は茲に那邊に新生命を求むべきやを發見せり。彼等は此新勢力と手を握り、此新傾向の潮に乗じ、以て社會的政策の新旗幟を樹て、以て其自由主義に新理想新活力を與ふるの方針を取れり。一八九三年自治案が最後の失敗を蒙り、次でグラッドスト

ンが退隠したる後、其の後繼者として約一年半自由党内閣の殘壘を守りしローズベリーは、自治案を放棄すると共に急激派及労働派の喜ぶべき諸種の改革を企てたりしが、十年を経て一九〇五年十二月に至り政權を回復せるカムベル・パンナムンの自由党内閣は、労働派出身のバーンスと急激派の驍將ロイド・ジョルジとを内閣員に拔擢し、其の計劃せる諸種の改革案も益々社會的労働的特色を發揮せり。此の如くにして遂に昨年のロイド・ジョルジの富豪征伐を特色とする『革命的』又は『社會主義的』豫算案とはなれるなり。而して斯く轉進し來れる自由黨の自由主義は、從來の個人主義とは大に趣を異にし、レッセ・フェール論とは殆ど正反對の觀を有するも、然も富豪の經濟的獨占を排斥するは貴族の政治的特權に反對すると性質を同ふし、労働者の經濟的解放を要求するは平民の政治的自由を主張すると本義一致す。立法手段に依り國家の力を用ゐて改良政策を行はんとするは、唯是れ手段の問題にして、必ずしも自由の根本主義と矛盾するに非ず。畢竟自由黨の自由主義は時代の進運に伴ふて自然の發達を爲せるに外ならず。又自由黨が内政上の改革事業に主力を注ぐは、統一黨が對外的帝國主義を主とすると同じく、其黨

の傳來的特色を守る者なり。

今や自由黨は統一黨の經濟的帝國主義の新政策に對し、社會的政策の新旗幟を掲げ、統一黨が外に對する國民的敵愾心を利用する代りに、内に於ける社會的新運動の勢力に乗じ、以て大に威勢を張らんとす。然も統一黨の關稅改革論が未だ人心を征服するに至らざると同じく、自由黨の新政策も亦社會主義的なりとて一部人士の反對を受けつゝあり。英國國民は保護貿易主義を採用するに躊躇すると同じく、社會主義的政策を是認するにも躊躇しつゝあり。想ふに時機は未だ熟するに至らず。英國國民が左右より二大新政策の採用を迫られ、取舍に迷ふの風あるは、亦已むを得ざるの勢なり。而して此二大新政策は性質上必ずしも絶對に不兩立の者なるに非ずと雖も、元來思想上の傾向相反するは言ふ迄もなく、兩黨對立の關係上、一たび其一をして勝利を得せしめんには、他は自ら勢力を失ふに至らざる可らず。是れ即ち兩黨互に全力を擧げて他の政策を妨害するに努むる所以なり。

兩政黨の關係は上記の如くなりしが、若し其對戰にして下院に於てのみ行はれんには、憲法的危機を作るに至らざる筈なり。されど社會的労働的新勢力は既に



14 下院を歴しつゝあり。従つて自由黨は其新政策の實行を企つるに當り常に優に下院を制し、統一黨は到底之に敵する能はず。是に於て統一黨は保守主義の堅壘たる上院に據り、下院を通過せる自由黨案を破るの策を取れり。一八九三年九月上院が自治案を否決したる時、自由黨政府は反對派の四百十九票に對して僅に四十一票を得たるに過ぎざりしが、爾來上院に於ける自由黨議員は常に約四十五名に止まり、餘は殆ど皆統一黨の味方たり。故に統一黨内閣の法案は常に容易に上院を通過するに反し、自由黨内閣の法案は縱令下院大多數の裏書あるも、統一黨の意見次第上院は頑固に之を峻拒して顧みず、斯くて自由統一兩黨の對戦は遂に一轉して上下兩院の衝突となれり。昨年十一月三十日上院がロイド・ジョルジの豫算案を否決し、以て憲法的危機を激成せる如き、亦其の一例に外ならず。現在の危機に就き、統一黨は少なくとも其責任の一半を負はざる可らざるなり。

## 四

上來説明せる所に依り、英國貴族院問題の何を意味するやは、既に略明なるべし。此問題の眼目は庶民院の優越權を確立するに在り。貴族院が庶民院の意思の上

に立つを禁ずるに在り。換言すれば一八三二年に始められたる事業を完成するに在り。一八六〇年の憲法的危機に贏ち得たる地位を更に一段進むるに在り。敢て上院廢止を言ふには非ざるも、其の權力に大なる制限を加へ、之をして下院の前に無力ならしめ、以て事實上の一院政治を行はんとすること、是れ此問題の要點なり。別に貴族院内部組織改革の問題ありと雖も、此は寧ろ第二位に屬す。要するに今日の貴族院問題は上下兩院關係問題なり。上院内部改造のみの問題ならんには、眞に單純なる上院問題に止まり、敢て憲法的危機を作成せざる筈なり。

然れども英國貴族院問題は始めより現在の形を有せしに非ず。否、始めには専ら上院組織改革論なりしなり。十九世紀の中葉以後に至り、貴族院が餘りに時勢に後るゝの事實は、大に識者の注意を引き、之に新空氣を入るゝの策として、一代貴族議員増加論盛んに唱へられたり。先づ其の先驅として、一八六九年ラッセルは一年に四名宛一代貴族議員を任命し、其總數を二十八名に達せしむるの法案を立てたり。一八八八年に至りソールズベリーは右の員數を一年五名宛總數五十名とする新法案を提出せしが、同年ローズベリーは世襲貴族中よりの選出議員と勅

16 命の一代貴族議員とより成る新上院組織の權能を王に與ふるの決議案を提出したり。此等の案は皆失敗に終りしが、兎に角上院に對して不満足を感ずる者は皆組織改良の手段を取らんとせしこと、以て知るべし。自治案最後の失敗に不満をたたるグラッドストーンは遂に政界より退隱するの數日前、下院に於て注意すべき演説を爲し、「一八九四年三月一日、『上下兩院の思想習慣及根本的傾向の相違は最早事物の状態をして此儘に繼續せしめ難き程度に達せり』と斷言せしが、其の上院組織改革以上を意味せしや否や明ならず。

然るに一九〇五年十二月自由黨が十年目に政權を回復し、以後教育法案及複投票廢止案等に於て上院と大衝突を來すや、カムベル・バンナーマン内閣は一九〇七年六月二十四日上院の權力を『法律にて制限するを要すべし』との決議案を下院に提出し、下院は二三日後直に之を可決し、斯くて權力制限論に一步を踏み出だしたり。當時カムベル・バンナーマンの意見にては、上下兩院意見不一致の時は三回まで兩院協議會を開き、三度目に下院を通過したる法案は上院の同意なくとも之を有効と爲すの案なりしなり。然れども其後政府は此決議以上の具體的手段を取

らんとせせず。其中一九〇八年四月に至りバンナーマンは病を以て退き、アスクイスの現内閣となりしが、上院は政府の優柔なるに稍勇氣を増したるが如く、昨年十一月三十日ロイド・ジョルジの豫算案を否決し、遂に茲に最後の大破裂を促せり。元來英國の貴族院は既に長く豫算修正權を有せず、唯其全體を否決するの權利のみは猶承認せられたり。一八六〇年紙稅廢止法案が上院に於て否決せられたる時、當時の自由黨内閣は次期議會に於て此法案を豫算案中に入れ、上院をして讓歩するか、若くは豫算不成立の危険を冒すの外なき窮地に立たしめ、以て目的を達したり。爾來財務に關する一切のマニールは之を一括して豫算案中に含ましむるの慣例となり、上院亦常に之を其儘に可決し、斯くて五十年の久しきを経る其間に、上院の豫算案否認權は王の否認權と同じく有名無實の者と見做さるゝに至れり。然るに今上院は突然此舊武器を振つて下院に開戦す。自由黨及下院が憤然として蹶起し、上院權力制限の實行に向つて奮進せんとし、上院改造の如き姑息策に満足せざる、洵に所以なきに非ず。且上院改造は實際に於て下院の利益なるや否や疑問たり。上院の組織を改良し、之に多くの新人物を入れんには、上院は自然

18 今よりも活氣あり勢力あるの團體となり、米佛等に於ける元老院を現出せんも測られず。斯くては一層怖るべき競争者を作るに外ならざるが故に、下院としては寧ろ此儘に其權力を制限するを得策とすべし。又上院改造を行ふに於ても、先づ其權力制限を決し置くを必要とすべし。下院が専ら權力制限を論せる其傍に於て、上院は汲々として組織改革案を研究せる、亦宜なりと謂ふべし。自由主義者の率先唱道せし上院改造論が今却て其の輕視する所となれるは、即ち時勢の變化の大なるを示す者にして、且此變化は退歩にはあらで、寧ろ急激なる進轉を意味すること、言ふ迄も無し。

上院に於ける上院改造論は下院に於ける上院權力制限論に刺戟せられて早く進捗したり。即ち本年三月十四日、ローズベリーが提出せる改革決議案は同月二十二日迄に全部可決せられたり。其案は三項より成る。(一)有力有効なる第二院は必要なる事。(二)第二院を有力有効ならしむるが爲には、其組織改革を必要とする事。(三)此改革には貴族なるが故に直に貴族院議員たるを得るの現制を改むるを第一義とする事、是れなり。要するに先づ世襲主義の廢棄を宣言したるなり。

次に四月十三日に至り、ローズベリーは上記原則に基きて上院新組織に關する他の決議案を提出せり。其要旨は(一)世襲貴族中より互選又は勅選せられたる者、(二)或特種官職在任の結果議員資格を有する者、及(三)外部より選ばれたる者の三要素を以て上院を組織すべしと云ふに在り。此決議案に付上院は未だ其意見を表明せざる中、エドワード七世の崩御あり、次で議會閉會となれり。

上院が自ら自己の改革を圖りつゝあるは頗る注目し値するも、併し之にも優りて重大なるは下院に於ける上院權力制限論なり。アスキース内閣は此問題に對する定案を立つるに當り、自黨内に於ける溫和急激兩派の折合並に其同盟なる愛蘭黨及び労働黨との關係上、大なる困難を感じたるが如くなるが、漸く本年三月二十九日に至り上院否認權に關する決議案なる者を發表せり。其案は(一)上院は豫算案を否決す可らず。(二)下院に於て三會期引續き可決したる法案は上院の同意を俟たず直に裁可せらるべし。(三)下院議員任期は五年たるべしとの三項より成りしが、下院は各項に就て一々討議したる後、四月十四日に至り其全部を可決せり。然れども決議は實際上の効力を有せざるが故に、政府は四月三十日に至り右決議

20 の精神に基きて一個の法律案を提出せり。所謂議會法案は即ち是れにして、其内容は上記三項に外ならざるも、現在の英國危機に關し最も重要な文書なるが故に左に其全文を譯出す。

議會兩院間の關係を定むるため、規定を設くるは便宜なるが故に、又現在の貴族院の代りに、世襲的にはありて平民的の基礎の上に立つ第二院を設くる筈にして、然も此變更は直に實行され難きが故に、  
又今後上記變更に付新第二院の権力を制限限定する爲に規定を設くるを要すべく、然も貴族院の権力を制限する爲に此法律に含む如き規定を爲すは便宜なるが故に、  
茲に王陛下は現議會に集れる貴族及庶民の助言及同意に依り、又其の權威に依り左の如く規定す。

一、(1)、庶民院の可決を經、會期終了の少なくとも一ヶ月前に貴族院に送附せられたる財務法案(Money Bill)にして、若し此送附後一ヶ月内に無修正にて貴族院の可決する所とならざる時は、該法案は貴族院の同意なきにも拘らず、陛下に提出せられ、其の裁可を經て法律と爲るべし。但し庶民院が反對の意味の命令を爲す場合は此限りに非ず。  
(2)、財務法案とは庶民院議長の見解に依り、下の諸項に關する規定のみを含むと認めらるゝ法案を謂ふ。即ち租税の附課、廢止、免除、變更、或は整理。固定基金の負擔に歸する者、或は議會に依て爲さるゝ、金錢支給。國庫收入。公金の用途指定、監督或は規定。

公債の募集若くは保障、或は其の償還。或は此等諸項若くは其一に關係する事項。

(3)、貴族院の同意せざる法案が財務法案として裁可を得るため陛下に提出せらるる場合には、該法案は財務法案としての庶民院議長の證明書を添へらるべし。

(4)、庶民院議長が財務法案の性質を失はしむと認むるが如き修正を財務法案に加ふるを得ず。

二、(1)、財務法案以外の法案にして三會期引續き(同一議會たるを問はず)庶民院を通過し、會期終了の少なくとも一ヶ月前に貴族院に送附せられ、此等三會期の各に於て同院の否決する所となりたる時は、該法案は同院三度目の否決後、庶民院が反對の意味の命令を爲さざる限り、貴族院の同意なきにも拘らず、陛下に提出せられ、其裁可を經て法律と爲るべし。但し該法案が始めて庶民院に提出せられたる時より其庶民院三度目の可決を得たる時まで二個年經過せるを要す。

(2)、法案は無修正にてか若くは兩院一致するが如き修正にて貴族院の可決する所とならざる時、之を貴族院に依て否決せられたる者と認むべし。

(3)、前會期に貴族院に送附せられたる法案と同文なるか、若くは前法案の日附以來時日經過の結果として庶民院議長が必要なりと證明する如き變更のみを含むか、若くは前會期に於て貴族院が前法案に加へたる修正に依る變更のみを含む法案は、之を前會期に貴族院に送附せられたる前法案と同一の者と認むべし、  
但し庶民院は斯る法案を其二會期又は第三會期に可決するに際し、該法案中に修正文



を入れる、ことなくして唯新修正を提示するを得。而して斯く提示せられたる修正案は貴族院之を考量研究すべき者とす。而して貴族院若し此修正に同意せんには、之を貴族院の修正に對し庶民院の同意したる者と同一に見做すべし。然れども庶民院の此権力行使は該法案が貴族院にて否決せられたる場合に於ける本節の運用に影響せざる者とす、

三、本法に依り庶民院議長の與ふる證明書は絶對なるべく、如何なる法廷も之を争ふを得ざる者とす。

四、本法規定する所は、庶民院現在の権利及特權を減縮又は制限せざる者とす。

五、一七一五年の七年法に規定せる議會最長年限七年を五年と改む。

六、本法は一九一〇年の議會法Parliamentary Actとして呼ばるべし。

此法律案は英國憲法に如何なる影響を及ぼす者なりや。此案の提示する如くに上院の權力を制限する時は、如何なる結果を生ずべきや。請ふ次節に於て之を論評せん。

五

アスグイス内閣提出の議會法案は財務法案に對する上院否認權を廢止し、且普通法案にても三會期引續き下院の可決したる者は上院の同意を要せざる事と爲

すの二點を以て眼目とす。而して法案の性質が果して財務の者なるや否やを認定證明するは庶民院議長の權力にして、何者も之に異議を申立つるを得ず。又三回引續き可決するには其間二年を経過するを要するとし、猶同一法案とは云へ此間に新修正を加へ得るの便宜を開くがため、用意の甚だ密なる者あり。別に議會年限七年を五年と改むるの項あり。英國庶民院は事實上約四年を以て平均壽命と爲すが故に、此項は議論の種と爲らず。要するに始に擧げたる二點こそは即ち問題の中心と爲れる者なり。

貴族院の財務法案否認權は一八六〇年以來昨年十一月に至るまで半世紀に亘りて實行せられたるとなく、世人は既に之を玉の否認權と同じく有名無實の者として見做し居たり。庶民院は財務上優越の權力を有すとは、既に一個の憲法的定説たり。現に租稅附課に付庶民院之を議決すれば、全豫算案の議了を俟たず、貴族院の同意及王の裁可を俟たず、直に右租稅の取立を實行する如き、以て其間の消息を窺ふを得べし。故に財務案否認權の廢止は多く人を驚かすに足らず。或は重大なる新改革等の立法案を財務案中に混中し、所謂タッキングなる者を行ひ、依つて以

24  
て上院の反對を妨ぐるの風あり、ロイド・ジョルジの豫算案も其適例たるを得る者なり。従つて庶民院は財政案の形の下に、財政案以外の立法をも任意に行ふに至るの虞なしとは斷言し難し。然れども貴族院の同意せざる法案が財務法案として王の裁可を得るには、庶民院議長の證明を要する筈にして、庶民院議長の公平嚴正は既に世に定評あるが故に、財務案の名義濫用は十分に防がれ得るものと認め可なるべし。兎に角上院の財務案否認權廢止は現在の事實上より言ふも、又將來の影響上より言ふも、大なる反對を惹起すに足らず。唯貴族院が法理上猶有するの此權利を法律の明文に依つて廢止し、名實共に之を失はしめんとするの一事は、英國憲法の上に變更を與ふるものにして、且從來唱へられたることなき新論に屬す。

然れども最も新論にして且最も急激なるは第二の點也。財務案以外の一般の法案に付、三回引續き下院を通過したる時は上院の同意を要せずと云ふは、是れ事實上二院並立の主義を斥けて一院政治を行はんとする者なり。英國は從來財務上に於ては一院政治の實を有するも、一般の立法に於ては二院並立主義の上に立ちたり。固より此二院並立も米佛等に於けるとは同じからずして、英國の貴族院は米佛の元老院の如く下院と對等の地位を占めず、唯だ一時の停止的權力<sup>サスペンシブパワー</sup>を有するに過ぎずと雖も、此停止的權力は下院の再考を促すと共に國民の判斷を待つ<sup>の</sup>の意を有す。下院の再考を促すは假りに無用なりとするも、國民の判斷を待つ<sup>の</sup>の一事は果して如何。十九世紀の中葉以後貴族院は大に人望を失ひ、世上其の効用を疑ふ者あるに至れるは事實なるも、然も新奇なる重大問題起れる時、下院が輕々に之を決し去るを一時制止し、解散を促して其問題を選擧區に移し、國民をして判斷を下すの機會を得せしめ、一種のレフェレンダムを行ふは、人の認めて以て議會政治運用上の妙所と爲したる所にして、夫の愛蘭自治案問題の場合の如く、貴族院は此レフェレンダムを強いて大に成功したることあり。實に此自治案問題の時以來貴族院はレフェレンダムを強ゆるの機關として大に其効能を認めらるゝに至れるなり。さればアスキース内閣提案の如き變更を行ふ時は、貴族院は全然此妙用を失ひ、下院專制の端を開き、國民は新奇の重大問題にも意思表明の機會を得ざることあるに至るべし。是れ下院をして常に上院を凌ぐのみならず、更に國民を

26

も凌がしめんとするものなり。前者は猶可なりとするも、後者は實に重大なり。同一法案を三回引續き可決するには、其間二年を経過するを要すと云ふも、議會の任期は五年なり。選舉人は其問題の二議會に亘らざる限り、容喙の機會を有せざるべし。此の如く事實上の一院政治並に下院專制政治を開始せんとするは、英國憲法上及議院政治上の大變革にして、アスキース内閣の提案にレフェレンダムの機會を與ふるに就ての箇條を含まざるは、之を其の一大缺點と謂はざるを得ず。

問題は始め上下兩院關係を改むと云ふに在りき。焉んぞ知らん問題は不知不識の間に一步を進め、庶民院對國民の關係をも改めんとするなり。庶民院が普通立法に於ても貴族院の上に立たんとするは、一八三二年以來の進化的革命の發展に外ならずと雖も、庶民院をして更に國民の上に立たしめんとするは、是れ民主的傾向の發達と逆行する者なり。自由黨政府は固より庶民院をして國民の意向以上立たしむるの意思に非ざるべきは勿論なるも、其提案は意外にも斯る結果を生せんとす。民主的傾向の奔流に従ふて作られたる提案が、却て此傾向と逆行するの點を有するは、要するに故意の矛盾には非ずして、立案上の粗漏に外ならざるべし。此政府案に對し非難の聲囂々たるは、亦洵に已むを得ざるなり。

27

アスキースの自由党内閣が急激なる上院權力制限案を立つるに至りたるは何故なる乎。之に就ても亦一言を費す必要あり。昨年十一月末上院の豫算案否決の結果、政府は解散を行ひ、本年一月總選舉を行ひたるに、自由黨二百七十四人、保守黨二百七十三人、愛蘭黨八十二人、労働黨四十二人を得、自由愛蘭及労働の聯合軍は三百九十七人となれり。即ち大體に於て政府派の勝利なるも、自由黨一己より言はば解散前の三百六十五名より急に九十一名を減じ、其勢力統一黨に比し僅に一名の差あるに過ぎず。従つて自由黨は益々愛蘭及労働二黨に頼るの外なき境遇となれり。特に總選舉後の新議會に於ては、第一にロイド・ジョルジの豫算案を通過せしむること、政府の面目上必要なるに、愛蘭黨等は政府が先づ上院問題に就て斷手たる提案を示さんことを求め、一時政府をして非常なる窮地に陥らしめたり。斯くて政府は遂に三月下旬夫の上院否認權に關する三項の決議案を提出し、四月十四日其の議了せられてより十三日後の四月二十七日に至り、豫算案は漸く下院を通過したるなり。(上院は翌二十八日之を可決せり)。當時反對派が政府を罵つ

て愛蘭黨首領レッドモンドの願使に甘んずと言ひしは、必ずしも理由なきに非ず。愛蘭黨は實に其手中に政府の死活を握れるなり。想ふに自由黨は早く既にルビコンを渡り、急激なる新政策に移れりと雖も、上院問題に付前記の如き態度を取るに至れるは、同盟諸黨派との關係に因ること大なるは、敢て疑を容れず。

然らば愛蘭黨が特別に上院問題に熱心なるは何故なる乎。此は愛蘭自治問題の成行を知れる者の容易に了解し得る所なるべし。愛蘭黨の理想は唯愛蘭の自治に在り。而して此自治は上院の權力を制限せざる限り實行を期し難きこと、彼等が二十餘年の經驗上確信する所なり。故に自由黨にして上院權力制限の方針を取らんには、彼等愛蘭黨は他の諸問題を犠牲と爲すも、極力之を助くべく、若し然らざらんには直に反嚙の態度を示すべし。然も自由黨内閣が愛蘭黨をして背き去らしむるを得ざる地位に在るは、上に言へるが如し。

是に於てか愛蘭自治問題が英國の現政局に至大の關係を有するとは、自然讀者の眼中に明なるべし。而して其の關係ありと云ふは、必ずしも愛蘭黨が此問題の結果として上院權力制限に熱中するが爲のみに非ず。必ずしも自由黨及愛蘭黨

の聯盟が之を基礎として成立せるが爲のみに非ず。レフエレンダムを強ゆるの機關としての貴族院の効能が近時新に認めらるゝに至りたるは、實に此問題に因る。英國民が庶民院以外に「假設的否認權」を有する第二院の存在の必要を新に感ずるに至りたるは、實に此問題に因る。實に一八九三年貴族院が自治案を否決して國民の大喝采を博したる以來、其地位復活したるの觀あるは、争ふ可らざる事實なり。即ち愛蘭問題は自由黨をして今日の地位を保つを得せしむる者なると共に、又同黨をして現在の困難を感せしむる重大原因となれるなり。自由黨は此問題の爲に愛蘭黨の後援を得つゝあるも、同時に其反對派統一黨は此問題の爲に貴族院及多數英人の助勢を受けつゝあること少からず。自由黨内閣の提案をして成立せしめんには、愛蘭自治の如き第一着に實行せらるゝに至るべしとは、最も強く多數英人の神經を刺激する點にして、此事情は上院問題に關する論争に於て、非常に上院並に統一黨に有利なる結果を生じつゝあるなり。英國政界に愛蘭問題なく、自由黨亦此問題の爲に奮戦したるの歴史を有せずんば、或は上院權力制限問題も今日の如くに反對を惹起さず、自由黨亦之が爲に現在の如く苦境に立たざり



30 しならん。一利は一害を伴ふ。亦是れ已むを得ざるの數乎。

自由黨内閣の議會法案は未だ下院の討議に上らず、英國貴族院問題は今や休戦の姿に在り。エドワード七世の崩御後、自由統一兩派の領袖は新時局に顧みる所あり、成るべく危機の激甚を避けんがため妥協の途を求めんと欲し、會見を重ねたりと雖も、未だ何等の要領を得ざるが如し。想ふに自由黨は其の戦闘力に就て心中不安に堪へざる者あり。又統一黨は未だ獨力以て政局を支配し得るだけの實力を有せず。故に彼等は共に妥協成立を有利とせん。然も愛蘭黨及労働黨は姑息なる妥協に爆裂彈を投せんと欲して、決皆監視しつつあり。今後の成行果して如何。此際に於て予の斷言するを得るは、議會法案に重大なる缺點を含み、危機の解決亦非常に困難なるが如きも、一八三二年以來の民主的急激の大傾向は、唯進むあつて退くを知らざるべき事、即ち是れのみ。(完)

## 營利衝動論(其二)

氣 賀 勘 重

31 快樂の増進又は苦痛の減少を目的とせる身體の外部の運動と爲りて現はれんとする傾向を有する心意の情的状態之を稱して衝動と云ふ。既に一種の情的状態なる以上、快樂を求め又は苦痛を避けんとする感情の之に伴ふものなかる可らざるは勿論、此感情に伴ふに更に之を慰せんとする一定の身體的運動を惹起すの傾向を以てせざるに於ては吾人は之を衝動と名づくるを得ず。又縦令ひ斯る傾向ありとするも其運動の目的を多少意識するに非ざれば等しく之を衝動と云ふを得ず。快樂及び苦痛の感情が人類をして不明瞭ならざるも多少其目的を意識せる一定の欲求を爲すの性癖を生せしむる時は其感情は此に初て衝動として現はるゝなり。故に動物の場合に於ける所謂本能は即ち人類に於ける衝動に相當するものにして、吾人が單純なる感情的動機に驅られ半ば無意識的に常に一定の